

事件の表示 平成20年(行ヒ)第354号
決定日 平成21年5月13日
裁判所 最高裁判所第二小法廷
原判決の表示 東京高等裁判所平成19年(行コ)第163号(平成20年7月10日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第1主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2理由

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

当事者目録

申立人	医療法人根岸病院
相手方	国
同参加人	東京地方医療労働組合連合会
同参加人	根岸病院労働組合